

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

On Material from Dunhuang [敦煌] concerning the Five Surname [五姓] Theory

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高田, 時雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003620

五 姓 を 説 く 敦 煌 資 料

高 田 時 雄*

はじめに

1. 敦煌資料中の五姓

- (1) 宅經類
- (2) 具注曆

(3) 童蒙書

(4) 韻書

- 2. チベット文『人姓歸屬五音經』
おわりに

は じ め に

五姓説とは、陰陽五行に基づく吉凶判断の基礎原理であって、人の姓氏をすべて宮商角徵羽の五音に分類し、それによって冠婚葬祭等日々の暮らしを規制しようとするものである。もとより迷信の類にすぎないが、古代には民衆の生活に相當深く根を下ろしたものであったらしく見える。その起源は古く、遅くとも後漢の頃にはかなり流行していたことが王充 (A.D. 27-?) の『論衡』の文から窺える。その「詰術篇」には、おそらく當時流行した相宅書と思われる『圖宅術』を引いて次のようにいう。

宅有五音，姓有五聲。宅不宜其姓，姓與宅相賊，則疾病死亡，犯罪遇禍。

(住宅に五音による違いがあるように、姓氏にも五聲の區別がある。住宅が自身の姓にふさわしいものでないと、姓と住宅とが互いに傷つけ合って、病氣になったり死んでしまったり、罪を犯したり災難に出會ったりする。)

これから五姓説は當初、相宅と深く結びついていたことが知られる。後世には相宅に限らず一層廣い日常生活の分野に適用されることになるが、これが主たる対象である事は變わらない。その理論はつまるところ五行の相克にある。その分かりやすい例がやはり『論衡』の「詰術篇」にあるので、それを見よう。

『圖宅術』曰：「商家門不宜南向，徵家門不宜北向。」則商金，南方火也。徵火，北方水也。水勝火，火賊金。五行之氣不相得，故五姓之宅，門有宜向。向得其宜，富貴吉昌。向失其宜，貧賤衰耗。

* 京都大學人文科學研究所

（『圖宅術』に「商姓の家の門は南向きにしてはならぬ。徴姓の家の門は北向きにしてはならぬ。」というのは、商は[五行では]金行であるのに、南方は火行にあたり、徴は火行であるのに、北方は水行にあたる。水は火に勝ち、火は金を損なう。これでは五行の性質が調和しない。そこで五姓の住宅には、各々その門にふさわしい向きがあるのである。）

つまり自らの五姓所屬に應じて五行の調和を得るようにすることが災禍を避け招福につながるとするのである。王充は、哲學史上において無神論的唯物論者と目される如く、有名な合理主義者であって、「詰術篇」では當然ながら五姓説を批判の對象としている。五姓説はその基礎となる五音歸屬自體が極めて不合理なもので、王充のみならず有識者の眼には荒誕の説と映ったことは想像に難くない。例えば唐初に太宗の命を受けて『陰陽書』の編纂を行なった呂才は五姓説について、「驗於經典，本無斯説，諸陰陽書，亦無此語，直是野俗口傳，竟無所出之處。」（經典を調べてもこのような説はなく、種々の陰陽書のたぐいにもこんな説はない。民間に傳わる俗説にすぎず、まったく根據がない。）と言い、「事不稽古，義理乖僻者也。」（古の正しい方法によらず、理屈も通じ難いこじつけである。）と決めつけている¹⁾。しかし批判はあくまで批判にすぎない。民間では相変わらずこの僻説に拘泥することが多かったし、またそれを利用しようとする輩も存在した。時代は呂才の頃より少しく遡るが、隋の建國の際、その正當性を主張しようとするのにも五姓説が用いられている。『坤靈圖』という書に「泰，姓商名宮，黃色，長八尺，……白龍與五黑龍鬪，白龍陵，故泰人有命。」（泰は姓が商，名が宮，身の丈は八尺ある。……白龍が五匹の黒龍と鬪って，白龍が勝つ。それで泰人が天命を得る。）とある符命について，王劭は上表して次のように言った。「『姓が商』といえますのは，皇室の姓は五姓分類では商になるということで，『名が宮』とは，武元皇帝（隋の初代皇帝楊堅の父，楊忠）の諱が五聲で宮に当たるということとございます。『黃色』は隋が黄色を尊ぶからで，『長八尺』とは武元皇帝の身の丈が八尺あられたことを指しております。『白龍が黒龍と鬪う』とは，亳州と熒陽の戦のことでございまして，勝つ龍が白いのは，楊の姓は五音の所屬が商であり，陛下（楊堅のこと）が辛酉の年のお生まれで，方位がともに西，西は白色だからでございます。』²⁾ このような解釋を受け入れる素地が民間に廣く行き渡っていたことが想見できる。しかし五姓説は今日では迷信としてすら，ほとんど知られることがない。その理論があまりにも單純不合理であることから，近世以降しだいに廢れていったとい

1) 『舊唐書』卷七十九「呂才傳」（中華書局標點本 pp. 2720-1）。

2) 『隋書』卷六十九「王劭傳」（中華書局標點本 p. 1603），また『北史』卷三十五（同 pp. 1294-5）。

うのが實状であろう³⁾。以下は忘れられた五姓説について、古代におけるその廣がり
を敦煌資料を通して確認しようとするものである。

1. 敦煌資料中の五姓

フランスの學者キャロル・モルガン (Carole Morgan) は1984年に発表した論文で
敦煌寫本中の五姓説について論じた [MORGAN 1984]。これはもっぱら五姓説を扱
った論文としては最初のもので、その意味では當然高く評価すべきである。しかし彼
女の用いた材料は數量的にも決して多いとは言えず、また種類においても限られてい
る。五姓説が民間に廣範に浸透していた事實を總體的にとらえるにはなお不十分とい
わねばならない。われわれは先ず、敦煌寫本中の如何なる資料に五姓説が反映されて
いるかを見て行きたいと思う。

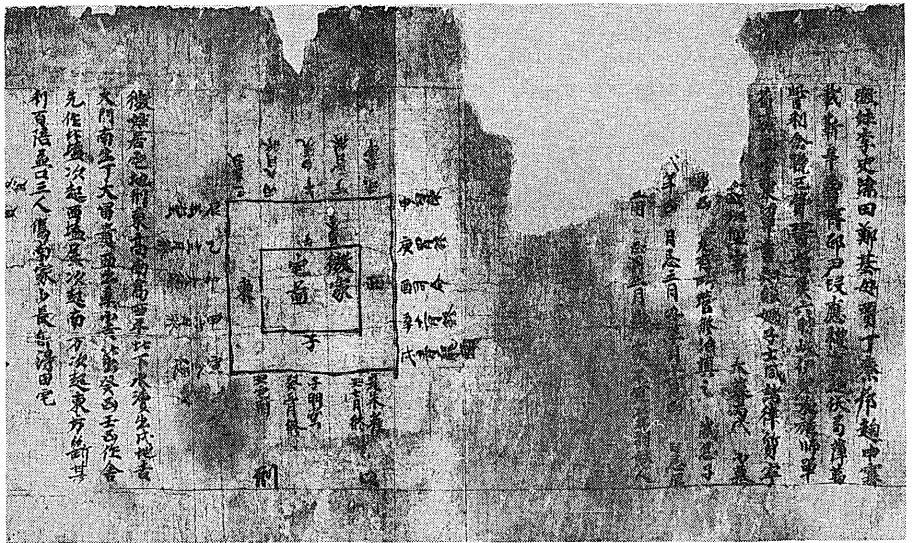
(1) 宅 經 類

五姓説は、上にみたように、最も早い時期から居宅の吉凶を占う相宅と密接な關係
をもっていた。したがって敦煌寫本中の宅經類に五姓説の濃厚な影響がみられるのは
不思議ではない。今日通行する『黃帝宅經』には五姓説が痕跡として若干見られはす

3) 『金史・海陵紀』に「[天徳]三年(1151)四月丙午、詔遷都燕京。辛酉、有司圖上燕城宮室制
度、營建陰陽五姓所宜。」とあって、この時期までは、少なくとも形式的には五姓がなお用い
られていたことを知る。では五姓が廢れていったのは何時からであるかという問題になると、
民間の實態を反映する資料が存在せず不明であるが、明代あたりが境ではなからうか。ただ知
識としての五姓は相當後の時代まで傳わっている。その材料を以下に挙げておこう。先ず、王
應麟(1223-1296)の『小學紺珠』卷七には、呂才の『卜宅篇』を引いて、宮商角徵羽の五姓を
掲げる。『宋史・藝文志』には「五姓合諸家風水地理」一卷、「五姓鳳麟寶鑑論」一卷、「五姓玉
訣旁通」一卷の三種の五姓関連書を載せる。(ちなみに明一代に著述された書の目録『明史・
藝文志』の五行類にはさすがに五姓を冠する書は見られなくなっている。)元の泰定元年(1324)
刊の『新編事文類要啓劄青錢』(徳山毛利家藏本)は日用百科全書といった性格の書物である
が、その外集所載「姓氏源流」では姓氏を韻によって配列した上、上欄外に五姓を注記してあ
るのが注目される。また建安書堂の明初刊本『新刊増廣事文啓劄青錢』(内閣文庫藏)「姓氏門」
では姓氏を五姓によって配列している。明代の通書の類は内閣文庫に相當數所藏されているが、
専門書だけあって、このような五姓姓氏が載せられてあることが多い。『金臺通書大全』卷三
十「五音姓氏門」、『筮筮理數日抄』卷十二「五音姓氏所屬」、『新刻臺監曆法增補應福通書』卷
三十七「五音姓屬」、『新刻天經地緯人統全曆三元歸正通書』卷二十六「千家姓」。しかし通書
の如きは前代の説の無批判な襲用が多いと思われるから、日用百科と同日に論じる譯にも行く
まい。事實、上に挙げたものは最後を除き全同である。化石としての五姓なら、清朝の時憲書
でも末尾に五姓が掲げられているのである。ちなみにわか江戸時代の日用百科類にも卷末に
「五音姓五姓名かしら」などと題して人名用字を(姓ではなく名)木性、土性、火性、水性、
金性などに分ち列挙してあるのなどは五姓説の海を越えた變相と言えようか。(いま架藏の
『萬萬雜書』というものによる)

4) 『津速祕書』本による。卷上にみえる「子夏云、臺有四奇、商角二姓、丙壬乙辛、宮羽徵三

るものの、基本的には五姓説に依據しない⁴⁾。しかし敦煌で発見された『[黃]帝推五姓陰陽等宅經圖』(P. ch. 2615)や『葬經』(P. ch. 3647)を初めとする宅經類の寫本、P. ch. 2632 V°, P. ch. 3281 V°, S. 4534 V°等はすべて五姓説を基礎としている。『陰陽書』の斷片もまた同じような性格をもっている(P. ch. 2534: 卷第十三; P. ch. 3594)。上に挙げたうちモルガンが言及したのはP. ch. 2632 V°, P. ch. 3281 V°, P. ch. 3647の3種のみで、ことに残念なのはP. ch. 2615を用いなかったことである。というのは敦煌寫本で五姓所屬の姓氏リストを宮商角徵羽のすべてにわたって知り得るのは、後に觸れるように、この寫本によってのみだからである。リストを載せるもう1つの寫本、P. ch. 2632 V°には角姓の部分が脱落している。こういった書



圖版1 P. ch. 2632V° (部分)

、姓、甲庚丁癸」と卷下「風門」の條下の「二宅、五姓八宅、竝不宜高壯壅塞」との二箇所が、序文に『五姓宅經』の書名を挙げる以外には、五姓に言及するすべである。現行の『宅經』全體が五姓説に立脚しているとは到底言えない。前者は序文にいう『子夏金門宅經』を引いたものと思われるが、後者は文意が今一つ明らかでない。ちなみに『四庫全書總目提要』はこの書を『宋史藝文志五』五行類に見える『相宅經』一卷ではないかとしている。現在通行の「宅經」はこのように五姓の影の薄いものであるが、しかし唐宋の頃までは五姓説に基づく相宅書はすこぶる多かった。目録類に著録された五姓關連の書を列挙すると、『隋書・經籍志三』五行には「五姓墓圖」一卷を出し、下に注して「梁有家書、黃帝葬山圖各四卷。五首相墓書五卷、五首圖墓書九十一卷、五姓圖山龍及科墓葬、不傳、各一卷、雜相墓書四十五卷、亡」という。『舊唐書・經籍志三』五行には「五姓宅經」二卷、「五姓墓圖要訣」五卷孫氏撰、「玄女彈五音法相家經」一卷胡君撰を録し、『新唐書・藝文志三』五行類にも「五姓宅經」二十卷、「郭氏五姓墓圖要訣」五卷、「胡君玄女彈五音法相家經」一卷、「五音地理經」十五卷を載せる。さらに我が寛平年間(889-897)の成立とされる『日本國見在書目錄』にも「五姓宅摺」一卷、「五姓葬圖」一卷が見えている。五姓説に依據する相宅書がいかに盛行したかを知り得る。

にどうということが書かれてあるかを一二、例を挙げて示せば、P. ch. 2632 V° の『宅經』には居宅圖を掲げた後、次のような説明を加える（圖版1 参照）：

徵姓居宅地刑(=形)，東高南高西平北下，水濱出戌地，吉。大門南出丁，大富貴。西出辛，小吉。北出癸，凶。壬，凶。作舍，先作北墻，次起西墻，屋次起南方，次起東方，斷其利百倍。益口三人。傷南家。少長自得田宅。

（徵姓の居宅の地形は，東が高く南が高く西が平らで北が低く，水が戌【の方角】に出ているのを吉とする。玄關が南の丁【の方角】に向いていると，大いに富貴となる。西の辛【の方角】に向いているのは小吉である。北の癸【の方角】は凶。壬【の方角】も凶である。家を建てるには先ず北の壁⁵⁾を作り，次に西の壁，部屋は次いで南，次いで東とすれば，その福利は斷じて百倍となる。家族も三人殖えて，南の家を凌ぎ，少し成長すれば自ずと田畑屋敷を手に入れるであろう。）

また，P. ch. 3594 の「推五姓墓月法」という項目下には次のようにある。

宮徵羽三姓，上利西南，下利東北，三月【九】月墓月，辰戌爲墓時。

商角二姓，上利東南，下利西北，六月十二月墓月，丑未時爲墓。

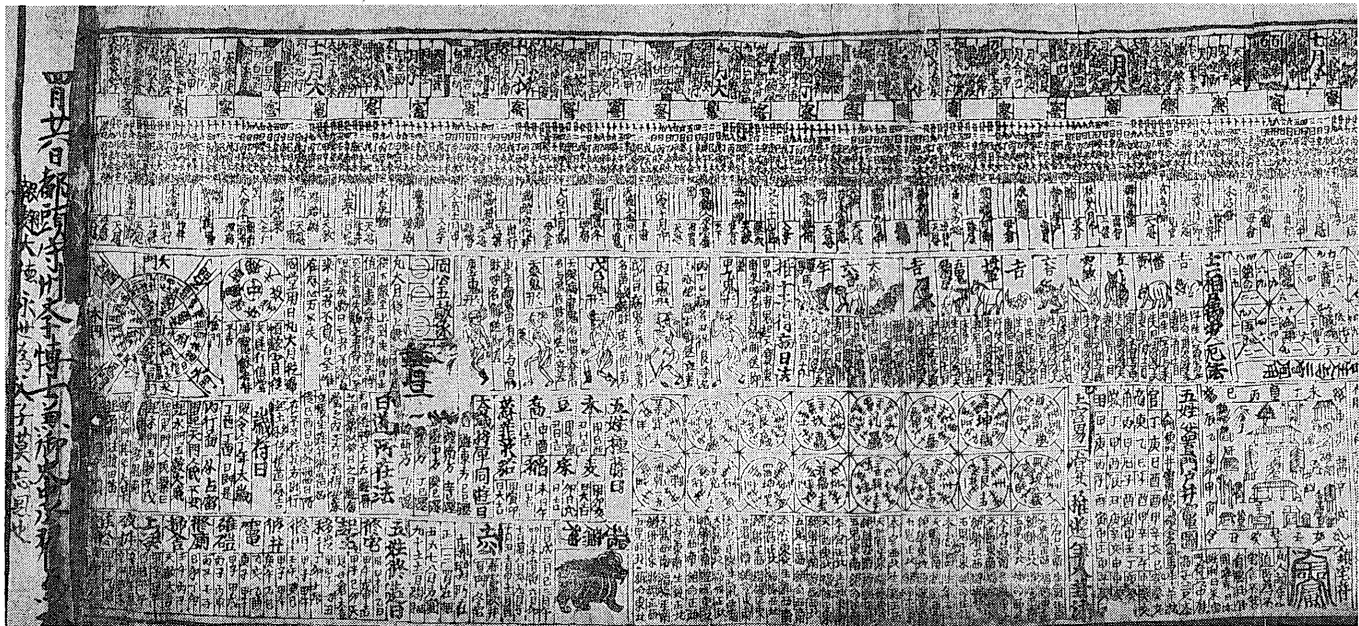
（宮徵羽三姓では，【墓を作るのに】最も良いのは西南【の方角】，次によいのは東北【の方角】で，三月九月が墓を作る月，辰戌が墓を作る【にふさわしい】時である。商角の二姓では，【墓を作るのに】最も良いのは東南【の方角】，次によいのは西北【の方角】で，六月十二月が墓を作る月，丑未の時に墓を作る【のがふさわしい】。）

(2) 具 注 曆

具注曆とは曆日に付隨して日常生活に關する吉凶や禁忌を注として加えたものであるが，敦煌文獻中にはこの種の寫本がすこぶる多い。そして，その吉凶判斷には多く五姓説が用いられている。敦煌で作られたと考えられる「甲申歲(924)具注曆日」(S. 2404)⁶⁾には「推五姓利年月法」なる項目を立てて次のようにいう。「宮姓今年大利造作，修造大吉利，月四月五月七月八月大吉。商姓今年大利造作，百事大吉利，月宜用三月九月八月十月大吉。角姓今年小利修造，造作小吉利，月宜用四月五月正月二月十月吉。徵姓今年小利造作，小吉利，月宜用正月二月六月七月吉。羽姓今年大利造作，大吉利，月宜用正月二月七月八月吉。」これは本來「宅經」に説かれるような内容で

5) 壁と譯したのは，原寫本の「墻」字（ゴミ，ホコリ）であるが，このままでは意味を爲さない。いま「牆」字の誤ったものとして，このように譯した。

6) この寫本の年代比定は，藤枝晃の考證による【藤枝 1973: 411】。



圖版 2 Stein P. 6 (部分)

あるが、民間の需要に呼應して暦日に取り入れられたものであろう。

注意すべきは「丁酉歳(877)具注暦日」(スタイン蒐集刻本 P. 6 號)に「推丁酉年五姓起造圖」,「五姓安置門戸井竈圖」,「五姓修造日」に竝んで「五姓種蔭日」というような項目も見え、この時代には五姓の應用が決して相宅のみに限られなかったことがわかる(圖版2参照)。この暦日は刻本であり、敦煌でなく内地のいずれかの土地で作られたものと考えてよい。もちろん朝廷の頒布した正式の暦日ではないかも知れないが、9世紀の中國にはこのような五姓による暦注を伴った暦日が印刷によって廣く流布していたことは否定し難い事實である。當然、民間の需要があったからに他ならない。

(3) 童 蒙 書

一口に童蒙書といっても、その役割には種々あると考えられる。敦煌から發見されたものについて言えば、『千字文』や『百家姓』のような書物の用途はなんといっても識字にあるであろうし、『蒙求』などは人物の逸話を通じて教訓を垂れることを主眼としている。教訓的色彩の濃いものには他に『太公家教』があり、これは敦煌遺書によって初めてその内容が知られるに至ったものである。同じく敦煌新發見の『開蒙要訓』の性格は『千字文』に近い。これらの書物はすべて敦煌において初學の用に供されたものである。しかし敦煌からは別な一類の童蒙書も發見されている。これらは問答體を交えて書かれ、四時八節や日月星辰、王朝の交代、飲食器物など處世上の基本的な知識の提供を主としている。いま、P. ch. 2721『雜抄』⁷⁾の第五行以下の小部分を引いて、その一斑を見てみよう。

論三皇五帝。何名三皇，伏羲神農黃帝。三皇何姓，伏羲姓風，神農姓姜，皇(=黃)帝姓姬。何名五帝，顓頊帝嚳帝軒轅帝堯帝姓伊祁舜帝姓姚。論三川八水五嶽四瀆。何名三川，秦川洛川蜀川。何名八水，涇水渭水灞水澧水澇水澗水。何名五嶽，東嶽泰山，西嶽華山，南嶽衡山，北嶽恆山，中嶽嵩高山。何名四瀆，江河淮濟。……

すべて當時の常識のうちに入れてよいものである。ところがその極めて常識的な事項の中に混じて次のような五姓の一節が含まれているのを見ると、五姓説がいかに深く民間に浸透していたかを知るのである。

7) この書の寫本は數多いが、その中で P. ch. 2721 には題名下に注して「一名珠玉抄，二名益智文，三名隨身寶」という。那波利貞 [1942] を参照。ちなみに那波の録文には、五姓の傍に「ママ」を附されてあることから見ると、彼には五姓の意味が分明でなかったようである。

何名五姓，宮商角徵羽。五姓作何聲色，黃聲宮，白聲商，青聲角，赤聲徵，黑聲羽。(P. ch. 2721, ll. 20-21)

『雑抄』と同じ類に属する『孔子備問書』にも次のようにいう。

何謂五姓，宮商角徵羽此之是也。五姓何属，角属東方木，徵属南方火，商属西方金，羽属北方水，宮属中央土，此之是也。(P. ch. 2581, ll. 61-62)

また同じく『鬻鬪新婦文』と題するテキストにも以下の文がある。

何名五行，金木水火土，何名五姓，宮商角徵羽。(P. ch. 2633, ll. 25-26)

これら童蒙書に五姓が説かれてある事實は，五姓説が一群の相宅の術士にのみ知られ実践されていたような特殊な存在ではなくて，民間に普遍的に行なわれていた證左である。

(4) 韻 書

五姓説が民間に極めて親しいものであったことは，全く別の材料からこれを知り得



圖版3 P. ch. 2014 (部分)

表1 刻本「切韻」中五姓注記のある文字一覧（「切韻」及び『廣韻』對照）

	<刻本切韻>	<切韻>	<廣韻>
先	蘇前反前早又始亦徵姓字從出人又屑現反五	蘇前反又蘇見反	先後也又姓左傳有先軫蘇前切又蘇薦切四
田	徒天反土地堪相處亦徵姓古田獵狩處名十八	徒賢反九	釋名曰己耕者曰田田填也五稼填滿其中也又姓出北平敬仲自陳邈齊後改田氏九代遂有齊國徒年切十九
宣	相緣反吐布顯揚明也邇通也用散也又天子宣室亦徵姓九	須緣反三	布也明也焚也通也緩也散也須緣切九
全	聚緣反具色純也完正亦徵姓正令六	聚緣反三	完也具也又姓吳有大司馬全琮疾緣切七
蕭	蘇彫反草名又商姓	草名又縣名在沛郡蘇彫反	蒿也詩云采蕭穫菽亦縣名在沛郡新語云蕭斧名又姓出蘭陵廣陵二望本自宋支子食采於蕭後因爲氏漢侍中蕭彪始居蘭陵彪玄孫望之居杜陵望之孫紹復還蘭陵紹十一代孫整始過江爲廣陵人風俗通云宋樂叔以討南宮萬立御說之功受封於蕭列附庸之國漢相國蕭何卽其後氏也蘇彫切十六
巢	□□□□□□又古縣及居巢縣在廬江角姓九	鳥巢又居縣在廬江鋤肴反三	說文曰鳥在木上曰巢在穴曰窠爾雅曰大笙謂之巢又縣名在廬江亦姓有巢氏之後左傳楚有巢牛臣鉏交切八
茅	莫包反草似藺有花又王祭以縮酒又古者封諸侯以爲藉又明也又山名亦角姓也七	莫交反四	草名左氏傳曰前茅慮無明又姓史記秦有茅焦莫交切八
閻	里中門又里門外柵下亦徵姓也		里中門又姓出天水河南二望
詹	織廉反又姓詹首職又事宮詹省亦宮姓五 (以上 P2014)	ゝ省職廉反	至也應劭漢官曰詹事秦官也又姓楚詞有詹尹俗作詹職廉切六
迴	ゝ旋奸回又邪亂角姓戶灰反十二 (P2015)	戶恢反 (回字)	違也轉也邪也又回中地名亦姓古賢者方回之後戶恢切十三 (回字)
衙	行貌見楚詞亦徵姓 (八語韻)	行貌楚辭導飛廉之衙ゝ又五加反衙府	行貌楚詞云導飛廉之衙衙又音牙

許	虚語反然、與所聽亦徵姓堯 臣伯夷後周武王封其苗文叔 於許以爲太嶽□三爲楚□□	虚呂反一	許可也與也聽也亦州名本爲 許國大嶽之胤周武王伐紂所 封漢爲潁川郡周爲許州又姓 出高陽汝南本自姜姓炎帝之 後大嶽之胤其後因封爲氏虚 呂切二
汝	爾、又□□亦徵姓陳大夫叔 汝之後如與反六	知與反五	爾也亦水名山海經曰汝水出 天息山亦州名春秋時爲王畿 及鄭楚之地左傳楚襲梁及霍 漢爲梁縣後魏爲汝北郡隋移 伊州於陸渾縣北遂改爲汝州 又姓左傳晉有汝寬人渚切六
[呂]	…官呂侶也又脊骨亦徵姓炎 帝後□□□□…四嶽嶽又曲 禮舜□□之臣□□□□□□ (以上 P5531)	力舉反	字林云脊骨也說文作呂又作 脊亦姓太嶽爲禹心呂之臣故 封呂侯後因爲氏出東平力舉 切十三

* 「切韻」は所謂「切三」(S.2071)を用いる

る。それは切韻系の韻書である。今世紀初頭の敦煌遺書の発見以来、その中に「切韻」の古い寫本や刻本が含まれていたのは有名な事實である。それまでは切韻系の韻書としては宋初の大中祥符元年(1008)重修の『廣韻』が知られるのみであったが、敦煌遺書の中からは多くのより古いテキストが出現した。その内のいくつかは陸法言の原本「切韻」(601)か或いはそれに極めて近いもので、音韻史の研究資料として實に貴重な発見であった。しかしいまはそれに觸れることをしない。いま問題とするのはペリオ・コレクションの中に P. ch. 2014 (+P. ch. 4747), P. ch. 2015, P. ch. 5531 として登録されている刻本「切韻」である⁸⁾。この刻本の「切韻」には、他の寫本の「切韻」とは異なって、しばしば五姓の區別が注記されている。(圖版3参照)刻本「切韻」のうち五姓注記のある文字とその注を、敦煌寫本「切韻」及び『廣韻』と対照し、これを表1として掲げることとする。

唐一代を通じて「切韻」はしばしば増訂改編され多くの異本を生んだが、その中で五姓注記をもつものとしてすでに8世紀に「麻杲切韻」(705)と「祝尚丘切韻」(749)のあったことが、佚文の研究から知られている[上田 1984: 514-516]⁹⁾。刻本「切韻」は、テキストとしてはこのどちらとも一致しないが、五姓注記を取り入れたとい

8) これらの刻本切韻は版を異にするものの、すべて同一書の斷片である。特に P. ch. 4747 の小斷片は P. ch. 2014 に接合可能である。また P. ch. 2014 には『大唐刊謬補闕切韻』の書名が見える。

9) 上田は『大唐刊謬補闕切韻』にも觸れているが[上田 1984: 517]、そこに五姓注記が見えることには言及していない。

う点では軌を一にしている。曆日に見える陰陽吉凶の雑注を利用するにも、五姓の所属を知ることが先ず要請されるから、五姓注記が「切韻」に現れるようになったことは、まさに民間の需要の反映である。「切韻」自身は押韻の規範を示す韻書本来のあり方から、様々な注釋を増加させることによって次第に辭書化していくという途をたどる。一文字に対して數百字の注釋を與えることもままある『廣韻』などはその終着點の姿と言ってよい。注釋に何をつけ加え何をつけ加えないかは増訂者の主観によることはもちろんである。その意味で、いま印刷という當時の大量生産技術によって作られた刻本「切韻」に五姓注記が備わっていることは注意すべきである。印刷された「韻書」は多量に賣りさばかれることを目標とし、そのためには當然ながら民間の需要を機敏に反映せねばならないからである。それほどに五姓説は普遍的であったと考えてよい。

以上4類の敦煌資料は、時代から言えばおよそ9・10世紀のものである。一部古いものでは8世紀のものもあるかも知れない。これらの資料から、われわれは五姓説が當時の敦煌に廣く行なわれていたことを了解し得る。しかしこれが敦煌の特殊な状況であったと考えるわけにはいかない。むしろこれらはほとんど全てが中原から敦煌に傳わったものだと考えるのが自然である。我々は敦煌に遺存した材料によって當時の中國一般に廣く五姓説が行なわれていたと信じてよいのである。ただ敦煌にはその特殊性もまた存在し得る。五姓説を反映する材料にも敦煌ならではの特殊なものが存在するのである。次にその材料を見よう。

2. チベット文『人姓歸屬五音經』

フランスの國立圖書館所藏の敦煌發見チベット文寫本 *Pelliot tibétain 127* は表面184行、背面77行からなる比較的長い卷子である。その背面第15行から第28行にかけて、翻譯すると『人姓歸屬五音經』という題名をもつテキストが書かれている¹⁰⁾ (圖

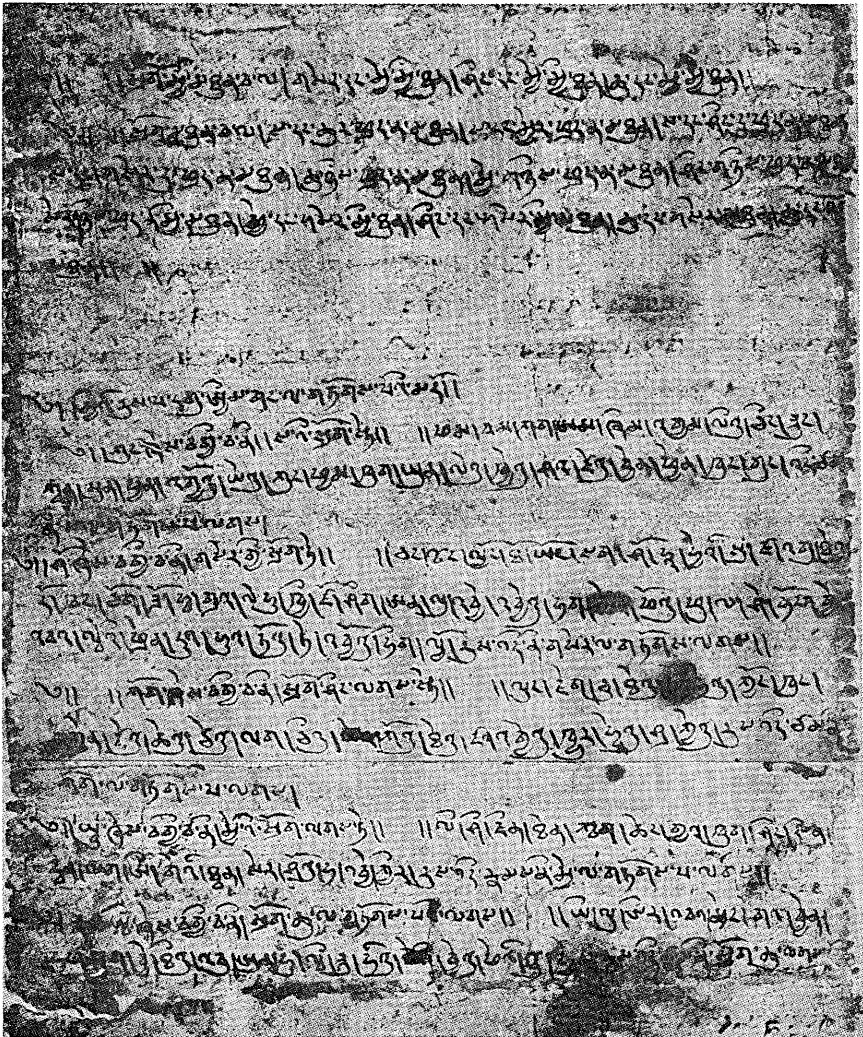
10) この寫本全體の構成を説明しておく、〔I〕表面の ll. 1-77 は1年を各月ごとに分かって吉凶を記した占書 (マクドナルド [MACDONALD 1971: 284] を参照)。〔II〕續く ll. 78-184 は『火灸療法』と呼ばれる醫學テキスト (羅秉芬 [1987: 373-388], 及びブロンド [BLONDEAU 1972: 7] を参照)。〔III〕背面の ll. 1-9 は干支表 (ウライ [URAY 1984: 7] を参照)。〔IV〕ll. 10-14 は五行の配合表。これは短いもので且つ次の五姓のテキストと密接な關係があるから全文を譯文とともに掲げておくことにしよう。

l.10 // // srog myi mthun ba la / gser dang mye myi thun / shing dang mye myi thun / chu dang mye myi thun //

(〔五〕行の合わないものには、金と火が合わず、木と火が合わず、水と火が合わない。)

l.11 // // srog mthun ba la / sa dang chur phrad na mthun / sa dang myer phrad na mthun / sa dang shing du phrad na mthun /

(〔五〕行のよく合うものには、土と水を配すると合い、土と火を配すると合い、土と木を



圖版4 P. ch. 127V° (部分)

配すると合い、)

1.12 sa dang / gser du phrad na mthun / chu nyis phrad na mthun / mye gnyis phrad na mthun / shjng gnyis phrad na mthun

(土と金を配すると合う。水どうしを配すると合い、火どうしを配すると合い、木どうしを配すると合う。)

1.13 ser gnyis phrad na myi mthun / mye dang gser myi thun / shjng dang gser myi mthun / chu dang gser mthun / chu dang shjng

(金どうしを配すると合わず、火と金が合わず、木と金が合わない。水と金は合い、)

1.14 mthun // //

(水と木は合う。)

[V] 11. 15-28 は當面問題の『人姓五音歸屬經』。[VI] そのあとに續く 11. 29-77 がまた最初のテキストに似た占書である。通覽して、これらのテキストはすべて漢文原典から翻譯されたものと思われる。

版4参照)。これが五姓関連のものであることはいうまでもない。ともかく先ずこのテキストのローマ字轉寫と譯文とを掲げることしよう。言語は基本的にチベット語で書かれてあるものの、多くの部分が漢字の音寫から成っている。對照の便を考えて、音寫部分はローマ字轉寫の下に漢字を添えた。ただ漢字還元の容易でないものは□によって當該音節が漢字音寫であることのみを示してある。

ローマ字轉寫テキスト¹¹⁾

- 15 // myi'i rus pa dgu 'yim gang la gtogs pa'i mdo //
 五 音
- 16 // kung zhes bgyi ba ni // sa'i srog ste // // pham / bam / kag / 'am / zhim
 宮 汎 范 □ 閻 任
 / 'gyam / li'u / cing / zung /
 嚴 劉 鄭 宋
- 17 kwan / sun / pyan / 'gyo'u / ye'u / kung / phyam / khug / yun / le'u /
 □ 孫 □ 牛 遊 宮 □ 曲 □ 牟
 khye'u / sha' / dze'u / byen / phyen / khung / gung / 'di tsam
 仇 舍 □ □ □ □ □
- 18 ni sa la gtogs pa lags /
- 19 // sho zhes bgyi ba ni / gser gyi srog te // // cang / wang / lyong / tho /
 商 張 王 梁 唐
 yong / sag / sho / ha' / he'i / su / dza / 'gu / the'u /
 陽 索 常 賀 荆(?) □ 左 □ 姚(?)
- 20 do / khang / cog / zo / hwa / gra' / le hu / khyi / dzo / shig / 'an / lu /
 杜 康 □ 桑 □ □ 令狐 慶 蔣 石 安 盧
 'bye / 'bye'u / hag / ceg / pho'u / phu / la / she / hong / gye /
 □ □ 郝 藉 □ 傅 (羅) 仕 向(?) □
- 21 'ba' / lwe'i / phren / du' / hu' / to'u / te / 'byo'u / hig / lyo / rus' di ni gser
 (馬) 雷 □ □ 虜 □ □ □ □ □
 la gtogs lags //
- 22 // // kog zhes bgyi ba ni / srog shing lags ste // // lung / jeg / cu / the'u /
 角 (龍) 翟 朱 竇
 []e / ha'u / kyong / khung /
 □ 侯 □ 孔

11) -i と區別した -i は、いわゆる反轉キク字 (gi-gu inverse) であるが、筆者は音價に違いを認める立場を取らないので、轉寫テキスト以外ではこれを無視して -i に統一してある。

- 23 'gwen / dze'u / che'u / tse'u / lag / ci'u / ~~[-]~~ / ko'u / the'u / dza / 'gye'u /
 原 趙 巢 曹 樂 周 寇 姚(?) 左 牛
 khyur / hwe'u / shra / kye'u / rus 'di tsam ni
 屈 □ 沙(?) □
- 24 kog la gtogs pa lags /
 角
- 25 // ywu zhes bgyi ba ni / mye'i srog lags te // // li / shi / jin / then / kwam /
 羽(?) 李 史 陳 田 郭(?)
 cheng / gya' / khug / shing / din /
 鄭 賈 麴 申(?) 寧(?)
- 26 dwan / lag / 'i / ge'i / thwan / ser / sho'u / ha / 'bye / kyir / rus 'di rnam
 段 □ 伊 兒 □ 薛 □ □ □ □
 ni mye la gtogs pa lags //
- 27 // ~~[-]~~ ywi zhes bgyi ba ni / srog chu la gtogs pa ~~[-]~~ lags // // yi / lu /
 羽 □ 魯
 'ir / 'ba' / meng / ga' / byen /
 □ 馬 孟 賈 □
- 28 hang / khyag / bye / thi'u / 'bu / 'un / hu / lwi / zu / hi'u / ~~[-]~~ / bye'u /
 黃(?) □ 平 □ 武 溫 胡 □ 蘇 □ 表
 phe'i / wu / hyen / rus 'di rnam ni srog chu lags so
 □ □ □

譯 文

(1. 15) 人の姓氏を五音の如何にしたがって歸屬する經。(16) 宮[姓]と申しますのは土行にて、汜, 范, □, 閻, 任, 嚴, 劉, 鄭, 宋, (17) □, 孫, □, 牛, 遊, 宮, □, 曲, □, 牟, 仇, 舍, □, □, □, □, □, □, 等々(18)が土[行]に屬します。(19) 商[姓]と申しますのは金行にて、張, 王, 梁, 唐, 陽, 索, 常, 賀, 荆, □, 左, □, 姚, (20) 杜, 康, □, 桑, □, □, 令狐, 慶, 蔣, 石, 安, 盧, □, □, 郝, 藉, □, 傅, 羅, 仕, 向, □, (21) 馬, 雷, □, □, 扈, □, □, □, □, □, 等々の姓は金[行]に屬します。(22) 角[姓]と申しますのは木行にて、龍, 翟, 朱, 竇, □, 侯, □, 孔, (23) 原, 趙, 巢, 曹, 樂, 周, 寇, 姚, 左, 牛, 屈, □, 沙, □, 等々の姓は(24)角に屬します。(25) 羽(徵?) [姓]と申しますのは火行にて、李, 史, 陳, 田, 郭, 鄭, 賈, 麴, 申, 寧, (26) 段, □, 伊, 兒, □, 薛, □, □, □, □, 等々の姓は火[行]に屬します。(27) 羽[姓]と申しますの

は水行にて、□, 魯, □, 馬, 孟, 賈, □, (28) 黃, □, 平, □, 武, 溫, 胡, □, 蘇, □, 表, □, □, □, 等々の姓は水行であります。

轉寫テキスト及び譯文について若干の説明を以下に加える。

(l. 15) チベット語の *dgu* は數詞の「九」であるが、それだここでは意味を爲さない。*dgu* は 'gu の誤りで、次の音節 'yim とともに漢語「五音」の音寫であるに違いない。

(l. 16) チベット語の *srog* は普通「生命」の義であるが、ここでは五行の「行」に当たる。*kung zhes bgyi ba ni sa'i srog ste* という表現は、漢語の「宮姓土行[也]」を譯したものであることが明瞭である。この漢語表現は例えば P. ch. 3647 『葬經』 l. 11に見える。

(l. 19) *he'i* = 「荆」, *the'u* = 「姚」は對音として異常であるが、それぞれ「刑」, 「桃」に誤ったものであろう。後者の例は l. 23 にも見える。

(l. 21) 「馬」姓は漢文リストの商姓中には存在しない。しかし 'ba' は明らかに「馬」に當て得る。l. 27 羽姓の 'ba' = 「馬」を参照。一つの姓が五姓中の二つに重複していることは上の「姚」など他にも例がある。

(l. 22) *lung* = 「龍」について。P. ch. 2615 に従えば角姓の最初は「龍」であるが、對音は明らかに「龍」を示している。「龍」は焉耆のトカラ系住民の姓として、敦煌では頻見する姓氏である。上の「荆」, 「姚」と同じく誤讀とも考えられるが或いは「龍」を意圖的に「龍」に改めたものかも知れない。

(l. 25) チベット文字表記の *ywu* は對音からすると「羽」かとも思われるが、ここではどうしても「徵」でなければならないところである。

さて、姓氏の漢字還元はなかなか厄介な仕事で、見るように、なお埋められていないものも相當多い。對音から適當な文字を當てること自體は常に自由であるが、それでは客觀性に乏しい。然るべき漢文原典と一致しないものについては慎重でなければならない。前後の分脈が與えられない單純なリストであるだけに他の傍證を得にくいのが難點である。唯一参考となるのは P. ch. 2615 及び P. ch. 2632 の『宅經』に載せられた五姓所屬姓氏のリストである。ただ兩寫本間には若干の違いがあるので、表 2 に兩者を對照して擧げておいた。これによるとチベット文のリストは漢文のものとはかなり違っている。所屬姓氏の数が少ないのを別にしても、配列順にもまた差異がある。しかし l. 11 以下の商姓の初めの部分「張, 王, 梁, 唐, 陽, 索, 常」及び l. 22 以下の角姓の初め「龍, 翟, 朱, 竇」の配列は P. ch. 2615 と同じであり、l. 25 以下徵

表2 五姓所属姓氏リスト (P. 2632, P. 2615 対照)

角姓

P. 2615 龐翟朱寶公孫沐衛毛侯董□□孔桑門辜鍾蔣管五續巢禹玉西鄒院穆趙曹進樂紅雍周姚崔古□宗冠高妻夔坎官沮成車左向蕭堯廉銀兵刀邵卜固粟曲隨原涿行尙牛屈東方富勞燭蒙竺貴篤漏沙
(P. 2632 は角姓の部分を除く)

徵姓

P. 2632 李史□田 鄭基母賈丁秦□麴申寧載薪辛曾齊邵尹段應禮直
P. 2615 李史陳田郭鄭基母賈丁秦登麴申寧 薪 曾齊邵尹段應禮直
紀伏苟薛萬營利余滕己費晉柴奚六時岐伊兒支施師單荀漆西方粟
紀伏苟薛萬營黎余滕己費晉柴奚六時岐伊兒支施師單荀漆西方粟
鞏言知絃媧子士咸諸律質寧[]班□宰
鞏言知弦媧子士咸諸律質寧列報生習密班□宰解

宮姓

P. 2632 陰采汜馮闕庶閻任魏嚴邯蓋劉 孫審仇屈我和苗
P. 2615 陰采范馮闕廉閻任魏嚴邯蓋劉孔□鄭夫宋譚孫審仇屈我和苗
牛宿 明富陵曲謝門熊蠻槐威汲封甘咸鮑辛蘭彥滿司徒柳陸宮
牛宿遊明富陵曲 咸鮑辛蘭彥滿司徒柳陸宮沙
和閻求梧舍沙中要伏談雄南 策牢口九冬鄆豐門季 仲冉隗 宋
中要伏談雄南宗策牢口九冬鄆豐門季季仲 隗汜

左

儼攝

商姓

P. 2632 王梁唐陽索張常 荊左程風路姚上官庄 康郎 威 倉
P. 2615 張王梁唐陽索 常何荊左程風路姚上官庄羊杜康郎扈威趙倉
向 章 尙 桑 賀 掌 強長賞葵 蔣石顏 安 盧景
處向黨章廣尙賞桑葉賀車掌令狐強長 蔡丁蔣石顏雷安山蘭盧景
韓 郝啖 襄 白 栢度 度劇慶 展 藉葛駱
韓謝郝啖仕襄傷白英栢度會度 □展房劇羌方慶展西□藉
屠裴夏井南家傳成合
屠裴夏井南家

羽姓

P. 2632 吳呂表彭馬孟賈淳于燕褚黃榮郭解魯牟巫平 楚步虞徐盈武
P. 2615 吳呂表彭馬孟賈淳于燕褚黃榮郭 魯牟巫平邴楚步虞徐盈武
溫胡霍蘇鳳潘卜歐陽 鮑于闕魚授如汝皮河員夏侯 衛
溫胡霍蘇鳳潘卜歐陽[一云商]鮑 闕魚受如汝皮 侯衛

姓の最初部分「李，史，陳，田」の配列は P. ch. 2615, P. ch. 2632 両者に等しい。全體的に見ると P. ch. 2615 の方が近い関係にあるように見えるが、完全に P. ch. 2615 に據ったのではないことは多くの異同から明白である。何らかの類似した漢文原

典をもとにしていることは確実なのだが、いまこれを眼にし得ないので當面は如何ともしがたい。したがって上掲テキストで漢字を当てたものは、P. ch. 2615 及び P. ch. 2632 の五姓各姓リスト中に確認でき、しかも對音の上で許容し得るもののみである。P. ch. 2615, P. ch. 2632 に確認できなくても姓氏として對音上他に考えにくいものは、僅かではあるが、括弧を附したうえで漢字に還元しておいた。また對音で多少なりとも問題と思われるものは右に(?)を附した。

その對音の面では、しかしながら、かなり雑な扱いが見られる。語末子音の面では l. 25 の shing=「申」, din=「寧」は -ng と -n とが逆になっていなければならない。また同じ l. 25 の kwam=「郭」は -m ではなく -g となっていて然るべきである。これらは漢文リストの配列によらねば對音のみからは還元が難しい。また介音が無視されることが間々あって、l. 20 の hong=「向」, l. 28 の hang=「黃」はそれぞれ hyong, hwang とするのがより相應しいであろう。l. 23 の shra=「沙」の如きは一種のチベタニスムとでもいうべきもので、無意味な -r- が添加されたものである¹²⁾。このいくつかの例から分かるように、本テキストの對音の取扱いは、一貫したシステムを採用しての表記というよりは、かなりルーズないきあたりぱったりのやり方である。しかしそれでも、基礎となった漢語音のおおよその枠組みを掴むことはできる。それによってテキストの時代を想定することも可能である。

すなわち、このテキストの對音は一般的に言っていわゆる10世紀河西方言を基礎としていと考えられる。それは tho=「唐」, sho=「常」, dzo=「蔣」, khyi=「慶」, he'i=「荆(=刑)」, le hu=「令狐」といった宕攝、梗攝字の對音例から判断できる。以下の對照表を見ていただきたい。

	標準音	河西音	對音		標準音	河西音	對音
唐	daŋ	to~	tho	慶	k'iäŋ	k'iäi~	khyi
常	ziäŋ	siö~	sho	刑	γiäŋ	xiäi~	he'i
蔣	tsiäŋ	tsiö~	dzo	令	liäŋ	liäi~	le

10世紀河西方言の音韻特徴で最も顕著なものは宕攝・梗攝の鼻子音韻尾が脱落することであるが、上の例はまさにこの特徴に適合する。われわれはこのテキストを基本的に10世紀のものと考えてよい。ただし、この判断に對しては、あるいは反對の意見も有り得るかも知れない。それは、cang=「張」, wang=「王」, kang=「康」,

12) l. 20にも gra' の例が見える。漢字は當て得ないがこれもほぼ ga' 音の漢字を寫しているものと考えてよい。筆者はかつてこのような -r- を長音記號としての 'a-chung (チベット文字の一つ) が變形したものと考えたが、やはり -r- と考えるのが良いようである。高田時雄 [1988: 33] を参照。ただし當時のチベット語で -r- の有無が音韻として非關與的であったとは必ずしも限らない。

cing, cheng=「鄭」, meng=「孟」というような藏漢對音としては古い層に屬する唐代標準音的な對音例の存在である。この種の對音は9世紀前半までの吐蕃期（及び歸義軍期に入ってからもしばらくの間）のチベット文字音寫佛典に組織的に用いられていたものである¹³⁾。このような例の存在はむしろこのテキストが9世紀に屬することを示唆するのではないかと。しかし、このような例をもって上掲の河西方言的な一般的特徴を否定し去ることも不可能であろう。事實は、河西方音が唐代標準音たる長安音に代わって勢力を獲得した歸義軍期においても、個別の文字はなお標準音によって讀まれ續けることが有り得たのである。その意味で、これまで相當数が知られている吐蕃期のチベット文字音寫テキストに、河西方言の特徴を示すものがなお發見されていないことは強調しておいてよい。

このテキストの時代は、寫本自身を検討することから別の手がかりを得る。もともと P. t. 127 號寫本は一枚のウイグル文寫本を裏面に貼り付けて補修してあった。今日、この殘紙は剝離され、Pelliot Ouïgour 15號として別に保管されている。この寫本は Altun yāngäč という瓜州のウイグル人に宛てて書かれた手紙であるが、その内容から判断して10世紀のものであることは疑いない。フランスの學者ハミルトン (James Hamilton) の論斷に従えば、その歴史的背景は10世紀の晩期であるという [HAMILTON 1986: 109-113]。補修に用いられた殘紙が10世紀のものだからといって、P. t. 127 寫本自身も10世紀のものだとは斷言できない。しかし一般的には、兩者の時代はさほど違わないと想像してよいのではないか。少なくとも P. t. 127 寫本が10世紀に使用されていたことは疑いないのである。

チベット文『人姓歸屬五音經』が10世紀の敦煌に於いて使用されていたものとするなら、その擔い手はいったい如何なる人々であったかという興味深い問題が提出される。當時の沙州すなわち敦煌は8世紀の80年代に吐蕃（チベット）の陥れるところとなり、その後9世紀の半ばまでおよそ70年の間その支配下に置かれた。當然チベット人の官吏や兵士が占領地の治安・行政を擔うべく移住してきたはずである。その後裔が吐蕃期から歸義軍期を通じて、次第に漢人の文明に壓倒され、ついには漢姓を冒すに至ったということも十分に考えられる。そして彼らは中國の姓氏に付隨して五姓説の如きをも採用したということになる。以前、筆者はこのように考えていた [高田 1990]。しかし今は、本質として逆の場合も有り得るのではないかという考えに

13) 藏漢對音の層別については、前掲の高田 [1988] を参照。吐蕃期・歸義軍期は敦煌の歴史時期を表わす用語。787-848を吐蕃期（すなわちチベット支配期）とし、848年以後11世紀初西夏に陥落するまでを歸義軍期と稱する。また歸義軍期は9世紀を張氏歸義軍期、10世紀を曹氏歸義軍期と二分することが多い。

傾いている。

吐蕃支配期、敦煌の漢人が支配者たるチベット人の言語・文字に接觸する機会はいやというほどあったに違いない。漢文の寫經のみならずチベット文の寫經にまで強制的に驅り立てられることもあった。9世紀のはじめ頃、大規模に行なわれたチベット文『大般若經』『無量壽宗要經』の寫經人名には、Cang (張) stag-skyes, Wang (王) klu-legs, Sag (索) legs-bzang といった「漢姓藏名」の人々が無数に見えている¹⁴⁾。こういった人々が果たして漢人であるのか、チベット人であるのかを一般的に決定することには困難がある。しかしあるチベット文契約文書ではこのような「漢姓藏名」の人物が姓名ともに漢人である父親をもっている¹⁵⁾。チベットの影響によって漢人が名前をチベット風にしたものと解釋した方がよいのかも知れない。これは今日の香港の中國人が英語名を別にもっていることが多いという現象を髣髴させるものである。恐らくはチベット文字を用いて漢文佛典を寫したり、漢語の詩や曲子を寫したりした主體はこういった人々なのである。先に引いた『雜抄』の初めの部分をチベット文字で書いたものも存在している¹⁶⁾。これは吐蕃支配期の終わり頃の話であるが、このような段階を経て、10世紀の歸義軍後期にまでチベット語・チベット文を持ち傳えた人々がいたと考えねばならない。ならば、これはチベット化した漢人集團ということになる。もちろんチベット化の契機としては、單に表面的な文化的影響でなく、通婚を含めた實質的なものを想定する必要もある。しかし基本的には漢人であるから五姓説を含めた漢人の風俗迷信を保持しているのは極自然だといえる。

もちろんチベット人の漢化といい、漢人のチベット化といい、截然と二分して考えること自体に無理があることはいうまでもない。長い時間の流れの内には、しばしば雜居混血も發生するであろう。チベットの血を受けてはいても普通の生活では實質上漢人と変わらない人々も多くいたはずである。民族の決定は多分に自己の歸屬意識に基づくものであるから、今日のわれわれが文献資料をもって云々するのは、ほとんど不可能に近い。しかし10世紀の敦煌に純粹のチベット人社會集團が存在し、そこで五姓説をはじめとするような漢俗が採用されていたとは少なくとも考え難い。

おわりに

本文では、五姓説という今日ではほとんど知られることのない迷信的習俗が古くは

14) 例は、西岡祖秀 [1985: 389 [注] (22)] から拾った。西岡のこの注は『無量壽宗要經』の寫經生・校勘者のリストで、中國の黃文煥が提示した資料によっている [黃 1982: 84-102]。

15) P.t. 1297 (pièce 1)。この點、武内紹人の教示による。

16) この種の資料は高田 [1988] に集めてある。参照されたい。

かなり廣く人々の生活に浸透していたということを、敦煌資料を通じて初歩的に通観したつもりである。筆者としては10世紀敦煌の言語社會に主たる興味をもっているため、チベット文の『人姓歸屬五音經』に引きずられて、五姓説そのものに関する議論を十分に展開させることができなかった。宋元以降の五姓説の消長も調べればそれなりに明らかになるかも知れない。後の風水説などとの関連も氣になるといえば氣になる。しかしいまはすべて別の機會にゆだねるのみである。

文 獻

I. 邦文・華文

- 藤枝 晃
1973 「敦煌曆日譜」『東方學報(京都)』45:377-439。
- 黃 文煥
1982 「河西吐蕃卷式寫經目錄竝後記」『世界宗教研究』1982(1):84-102。
- 羅 秉芬
1987 「敦煌本吐蕃醫學文獻《火灸療法》的研究」『1983年全國敦煌學術討論會文集[文史・遺書編(上)]』蘭州:甘肅人民出版社, pp. 378-388。
- 那波利貞
1942 「唐鈔本雜抄攷——唐代庶民教育史研究の一資料——」『支那學』10〔小島・本田二博士還曆記念號〕:437-527。[後に那波利貞著『唐代社會文化史研究』(東京:創文社, 1974) pp. 197-268 に再録]。
- 西岡祖秀
1985 「沙州における寫經事業」『講座・敦煌』第6卷 東京:大東出版社, pp. 379-393。
- 高田時雄
1988 『敦煌資料による漢語史の研究』東京:創文社。
1990 「五姓説在敦煌藏族」『敦煌吐魯番學研究論文集』上海:漢語大詞典出版社, pp.756-767。
- 上田 正
1984 『切韻逸文の研究』東京:汲古書院。
- II. 歐文
- BLONDEAU, Anne-Marie
1972 *Matériaux pour l'étude de l'hippologie et l'hippiatrie tibétaine: à partir des manuscrits de Touen-houang.* Genève-Paris: Droz.
- HAMILTON, James
1986 *Manuscripts ouïgours du IX^e-IX^e siècle de Touen-houang, Tome I,* Paris: Peeters france.
- MACDONALD, Ariane
1971 Une lecture des P.T. 1286, 1287, 1038, 1047 et 1290. In *Etudes tibétaines.* Paris: Adrien Maisonneuve, pp. 190-391.
- MORGAN, Carole
1984 L'École des cinq noms dans les manuscrits de Touen-houang. In *Contributions aux Etudes de Touen-houang, Vol. III,* Paris: Ecole Française d'Extrême-Orient, pp. 255-261 + 1 Pl.
- URAY, Géza
1984 The Earliest Evidence of the Use of the Chinese Sexagenary Cycle in Tibetan. In L. Ligeti (ed.), *Tibetan and Buddhist Studies,* vol. 2, Budapest: Akadémiai Kiadó, pp. 341-360.